

# 下関市

## 「はかり」の定期検査

### 1 定期検査の対象となる「はかり」

取引又は証明に使用する「非自動はかり」です。

どちらかの証印がなければ取引又は証明に使えません。



検定証印



基準適合証印

### 2 検査手数料

種類	型式及び能力	手数料	種類	型式及び能力	手数料
・電気式はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 250kg以下のもの 500kg以下のもの 1t 以下のもの 2t 以下のもの 5t 以下のもの 10t以下のもの 20t以下のもの 30t以下のもの 40t以下のもの 50t以下のもの 50tを超えるもの  最小の目量又は、表 記された感量がひょう 量の1万分の1未 満のものは、上記の 2倍の手数料となり ます。	(円) 1,400 1,800 2,200 3,100 3,700 6,900 10,700 15,000 19,100 21,600 29,800 51,200	・手動天びん  ・等比皿手動はかり  ・皿手動はかり  ・台手動はかり  ・手動指示併用はかり  ・ばね式指示はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 250kg以下のもの 500kg以下のもの 1t 以下のもの 2t 以下のもの 5t 以下のもの 10t以下のもの 20t以下のもの 30t以下のもの 40t以下のもの 50t以下のもの 50tを超えるもの  最小の目量又は、表 記された感量がひょう 量の1万分の1未 満のものは、上記の 2倍の手数料となり ます。	(円) 500 900 1,500 2,100 3,700 6,900 10,700 15,000 19,100 21,600 29,800 51,200
・棒はかり  ・ばね式指示はかり (直線目盛のみ のもの) 		250			
・分銅  ・おもり 		1個につき 10			

- (注) 1 検査には、清掃した「はかり」をご持参くださるようお願いします。  
 2 検査には、上記手数料が必要です。  
 3 定期検査を受けないで「はかり」を取引又は証明に使用したときは、計量法により罰せられる場合があります。

#### 《計量に関するご相談は》

下関市指定定期検査機関

- 一般社団法人 山口県計量協会 〒747-1221 山口市鑄銭司2361-31 TEL 083-986-2591
- 下関市産業振興部産業振興課 〒750-0006 下関市南部町21-19 TEL 083-232-7214

2年に1回 必ず受けよう定期検査



